

令和8年度障がい者芸術企業連携推進業務委託 提案競技(プロポーザル)募集要項

1. 競技に付する事項

- (1) 業務名： 令和8年度障がい者芸術企業連携推進業務
- (2) 目的： 大分県内の障がいのある作家の活動領域の更なる拡大を図るため、大分県内に所在する企業（以下「県内企業等」という。）における障がい者芸術の活用ニーズの把握に取り組むとともに、障がいのある作家と県内企業等のニーズとのマッチングを図り、障がい者芸術を活用したタイアップ商品の制作や広告等への活用を推進することにより、障がい者芸術文化活動のすそ野の拡大並びに障がい者の経済的自立及び社会参加の促進を図るとともに、県内の障がいのある作家及びその支援者に対し、創作活動の更なる活性化の一助とすることを目的とする。
本事業の事業効果を最大限に高めるためには、受託者が有する高い業務遂行能力、企画力、デザイン力等の専門性が必要であることから、公募型プロポーザルによる提案競技を実施する。
- (3) 業務内容： 別紙仕様書のとおり
- (4) 契約期間： 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (5) 限度額： 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格

企画提案競技に参加可能な者は、以下の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者、または、同等の資質を有する者。
- (3) 本事業を受託できる財務的健全性を有していること。
- (4) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、連絡がとれる体制が整っていること（インターネット接続環境があることを前提とする）。
- (5) 事業の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者を出席させることが可能であること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者

- ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 提案競技参加申込及び参加資格の確認

提案競技に参加を希望する者は、上記2に定める要件のほか、次の書類を提出し、参加資格の確認を受けることとする。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

(1) 提出書類

- (ア) 提案競技参加申込書兼参加資格確認申請書（第1号様式）
- (イ) 参加申込者概要書（第2号様式）
- (ウ) 誓約書（第3号様式）
- (エ) 競争入札参加資格確認書類

※大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、入札参加資格申請時に以下の必要書類を提出すること

- ① 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ② 取扱商品等調書
- ③ 納税証明書（県税）
- ④ 納税証明書（地方消費税）
- ⑤ 登記簿謄本
- ⑥ 定款（写し）

(2) 提出方法

PDFファイルを電子メールで「9 問い合わせ先」へ提出し、必ず電話にて着信を確認すること

(3) 提出期間

令和8年5月18日（月）から令和8年6月5日（金）正午まで

(4) 参加辞退

参加申込の取消しを希望する場合は、令和8年6月12日（金）正午までに参加辞退届（第4号様式）を提出すること

4. 提案書類の提出

(1) 提案書類

提案書類のサイズはA4用紙とし、記載様式や縦横は問わない。なお、全体ページ数は15ページ以内としてPDFファイルにて提出ください。

- (ア) 企画提案書

(イ) 業務実施体制表

業務実施体制表は、業務責任者及び従事予定者の所属・人数を明示するとともに、再委託の予定がある場合は記載すること。

(ウ) 業務工程表

業務工程表は、可能な限り詳細に記載すること。

(エ) その他

上記(ア)～(ウ)のほか、限度額の範囲内で効果を高める企画等があれば提案すること。

また、業務内容に関する提案者のこれまでの実績や知見、過去5年間に国や地方公共団体から受託した類似業務における実績や効果などがあれば記載すること。

(オ) 参考見積書(第5号様式) ※消費税については小数点以下切り捨て

(2) 提出方法

PDFファイルを電子メールで「9 問い合わせ先」へ提出し、必ず電話にて着信を確認すること

(3) 提出期限

令和8年6月12日(金)正午まで

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

PDFファイルを電子メールで「9 問い合わせ先」へ提出すること

(2) 受付期間

令和8年5月29日(金)正午まで

(3) 質問様式

質問票(第6号様式)

(4) 回答方法

令和8年6月2日(火)まで(予定)に、参加申込者全てに対し電子メールで回答するほか、県ホームページで公表する

6. 審査について

(1) 審査日時及び場所

6月26日(金)～7月3日(水)のうち1日

なお、詳細な日程及び場所は提案者に別途メールで通知する。

(2) 審査方法

(ア) 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。

(イ) 審査会は対面にて行う。

(ウ) 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。ただし、企画提案希望者が多数(6者以上)となった場合は、審査基準に従って、提出された企画提案書を事前審査し、プレゼンテーション参加者を5者選定する。

(エ) プレゼンテーションの時間は1者につき、持ち時間25分以内(提案説明15分、質疑応答10分以内)とする。

- (オ) プレゼンテーションは予め提出した企画提案書のみで行い、追加資料は認めない。
- (カ) 提案内容及び経費等について総合的に審査を行い、審査の採点により各提案者の順位を決め、第1順位の者を業務委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により第1順位の者を決定する。なお、第1順位の者が契約に至らなかった場合には、次点の者と契約に向けた協議を行う。
- (キ) 委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

(3) 審査基準

別紙1「審査基準表」のとおり

(4) 審査結果

審査結果は審査会終了後3日以内を目途に提案者にPDFファイルを電子メールで添付し通知する

(5) 候補者決定後

業務委託候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、業務委託契約を締結する。なお、契約にあたっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、内容を一部修正することもあり得る。

7. 提案競技にかかるスケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 質問票提出期限 | 令和8年5月29日(金)正午 |
| (2) 質問への回答 | 6月2日(火)(予定) |
| (3) 提案競技参加申込書提出期限 | 6月5日(金)正午 |
| (4) 提案関係書類/参加辞退届提出期限 | 6月12日(金)正午 |
| (5) 審査委員会 | 6月26日(金)～7月3日(金)のうち1日 |
| (6) 審査結果通知 | 審査会終了後3日以内 |

8. 留意事項

- (1) メールにより各書類を提出した後は、担当者へ電話で連絡し到達の確認を行うこと。また、メールの受信に時間を要する場合があるため、余裕をもって提出すること。
- (2) 企画書等の作成に要する経費は提案者負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (3) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (4) 参加資格を満たしていない場合(資格確認の後に判明した場合を含む)、企画提案競技で第1順位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約に向けた協議を行う。
- (5) 事業を実施する際、業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (6) 審査内容に関する問い合わせには一切応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

- (7) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (8) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

9. 問い合わせ先（契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地）

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部 障害者社会参加推進室 地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班

担当：武石

電話：097-506-2725、メール：a12370@pref.oita.lg.jp